障がい理解啓発業務企画提案仕様書

1 業務名

障がい理解啓発業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 業務の目的

本委託業務は、障がい理解啓発業務に係る全般的な支援を目的とする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(通称:障害者差別解消法)が改正され、 令和6年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、市内の事 業者が障害者差別解消法の内容を正しく理解し、実践できるよう、広く効果的な周知啓発を 行う。

4 業務内容等

- (1) 理解啓発動画作成
 - ①動画の種類

実写又はアニメーションとする。動画本数は、10分程度(全編再生用/チャプター再生用の2パターン)、3分程度(ショート版①)、30秒程度(ショート版②)の 3本とする。

②動画制作に係る素材

原則、受託者で用意する。委託者が所有する情報やデータを使用したい場合は、委 託者と協議の上、提供する。

なお、委託者及び受託者以外の第三者が所有する素材を用いる場合には、受託者が 著作権処理等の手続きを行うこと。

③啓発の範囲

宮崎市内の全事業者(規模の大小を問わない)を対象とする。

④啓発の手法

委託者がアカウントを所有する SNS (LINE、YouTube、Facebook、Twitter 等)を用いて行うが、それ以外にもテレビ CM やウェブ広告等、広く提案を募集する。

⑤動画の作成・撮影等

動画の作成・撮影等に係る費用は、受託者が負担する。

撮影場所は、委託者と協議の上決定し、関係機関等への許可手続等が必要となった際には、受託者が当該手続を行うこと。なお、出演者にかかる肖像権の問題が発生しないよう、受託者が権利処理等の手続を行うこと。

⑥編集作業

必要に応じて、字幕やナレーション、音楽等を適宜活用すること。

⑦映像の加工・編集

成果品については、宮崎市ホームページへのアップロード (YouTube 等への配信含む)、委託者が実施する講義等での上映等(プロジェクタを介し、スクリーンに投影)を予定しているため、それらに対応できるよう加工・編集を行うこと。

⑧コンセプト

- ア. 宮崎市内の全事業者(規模の大小を問わない)が、改正障害者差別解消法の内容を正しく理解し、実践できるものとする。
- イ. 改正障害者差別解消法が施行される時期、法律の内容、事業者による合理的配 慮の具体的な事例を入れること。(例:障がい種別ごとの接客時の合理的配慮例)
- ウ. 動画の内容は、宮崎市ならではのテイストや要素を含むこと。

(2) その他

スケジュールについて、改正障害者差別解消法の施行日である令和6年4月1日までに、 周知を終えるものとする。

また、理解啓発動画以外にも、周知啓発の手法があれば広く提案を募集する。

5 成果物(納品)

動画とそれに付随する成果物(デジタルデータ、紙媒体等)については委託者と協議した うえで必要な記録メディアにて必要な部数を提出する。

なお、本業務の成果物及び本業務実施に当たり、新規に作成、撮影したもの等に関する所有権、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び利用権は、委託者に帰属するものとする。

6 守秘義務

受託者、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の 目的に使用してはならない。本契約が終了した後、又は解除された後においても同様の取扱 いとする。

7 その他

- (1) 受託者は、業務遂行に当たり、本業務の目的を十分理解した上で、成果物を期限までに納品できるようスケジュール管理を徹底し、十分な体制で臨むこと。(必要に応じて、定期的に進捗確認を行う場合がある。)
- (2) 動画の編集内容の最終決定までに、動画の内容を委託者が確認し、必要に応じて修正 や指示を行うことのできる機会を複数回 (3回以上) 設けること。
- (3) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前 に書面にて報告し、本市の承諾を得た時はこの限りではない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、決定する。